

庭園の補償額の算定は、6-22庭園で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

6-35 墳墓

墳墓の補償額の算定は、6-23墳墓で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

6-36 立竹木

立竹木の補償額の算定は、6-24立竹木で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記10」立竹木等補償額積算要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

7-1 営業その他の調査

営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいうものとする。

7-2 営業に関する調査

1. 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（1）営業主体に関するもの

- ① 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- ② 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- ③ 資本金の額
- ④ 法人の組織（支店等及び子会社）
- ⑤ 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- ⑥ 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

（2）業務内容に関するもの

- ① 業種
- ② 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- ③ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- ④ 品目等別の売上構成
- ⑤ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書等を収集する。

（3）収益及び経費に関するもの

営業調査表の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- ① 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。

- ② 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- ③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- ④ 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
 - ア 正規の簿記の場合
 - 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳
 - イ 簡易簿記の場合
 - 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

- (4) その他補償額の算定に必要となるもの
- 2. 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3. 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を調査職員に報告するものとする。
 - (1) 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - (2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - (3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

7-3 居住者等に関する調査

- 1. 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 氏名、住所（建物番号、室番号）
 - (2) 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
 - (3) 住居の占有面積及び使用の状況
 - (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 2. 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3. 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

7-4 動産に関する調査

- 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）
 - (2) 動産の所在地
 - (3) 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
 - (4) 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
 - (5) その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

7-5 調査書の作成

7-2、7-3、7-4の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- (1) 営業調査表
- (2) 居住者等調査表
- (3) 動産調査表

第3節 算定

7-6 補償額の算定

1. 営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。
2. 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について調査職員の指示を受けるものとする。
3. 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

第8章 消費税等調査

8-1 消費税等に関する調査等

消費税等に関する調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいうものとする。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第1項第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

8-2 調査

1. 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。
 - (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
 - (4) 消費税簡易課税制度選択届出書
 - (5) 消費税簡易課税制度不適用届出書